

◆座間味村農業振興地域整備計画(全体見直し作業)業務フロー

農業振興地域内の「農用地域」に指定されている土地は、一般的に、ほ場整備や農業近代化施設整備などの補助事業の対象になる反面、住宅や店舗等が建設できないなど、土地利用に制限があります。

本業務は、地権者や地域社会の土地需要の変動などに伴って、農振農用地域からの除外や編入を含めた計画で、基礎調査編と計画編に区分されます。また、村内の関係団体との協議のほか、沖縄県との協議を踏まえるとともに、公告縦覧などを経て最終的に策定されます。

◆業務フロー

